

2023年5月15日

各位

会社名 美濃窯業株式会社
代表者名 代表取締役社長 太田 滋俊
(コード:5356 名証メイン市場)
問合せ先 取締役執行役員 管理本部長
兼総務人事部長 長谷川 郁夫
(TEL:052-551-9221)

役員退職慰労金制度の廃止 及び業績連動型株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、指名報酬委員会での協議を踏まえ、本日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止及び業績連動型株式報酬制度「役員株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）の改定について決議し、本制度に関する議案を2023年6月29日開催の第161回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止

現行の役員退職慰労金制度を、本株主総会終結の時をもって廃止し、対象の取締役に対して、本株主総会終結時までの在任期間に応じた役員退職慰労金の打ち切り支給を行うこととし、またその贈呈の時期については各取締役の退任時に支払うこととする旨の議案を、本株主総会に付議いたします。なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

2. 業績連動型株式報酬制度の改定

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、2019年に導入した本制度を改定し、役員報酬に占める業績連動型株式報酬の割合を高めます（本制度の詳細については、2019年5月14日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び2021年6月14日付第159回定時株主総会招集ご通知記載の第4号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件」をご参照ください。）。

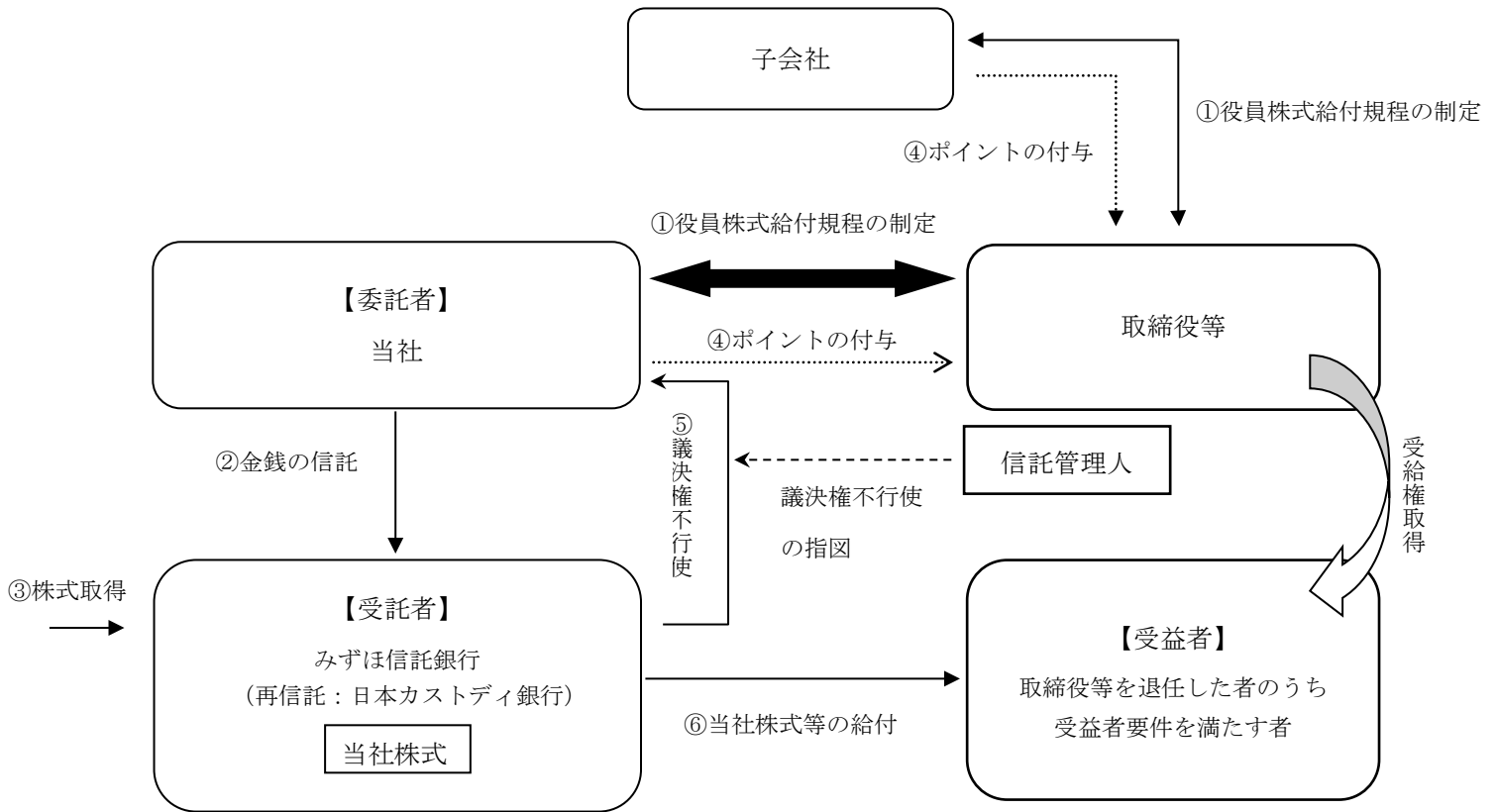
今回の改定は、役員報酬総額に占める業績連動型株式報酬の割合を現在の5%程度から15%程度に引き上げることにより、役員報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、当社の取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りが無い限り、同じとします。）及び執行役員、並びに当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下、当社の取締役及び執行役員並びに当社の子会社の取締役及び執行役員をあわせて「取締役等」といいます。）が株価上昇のメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と役員の使命である「中長期を見据えた戦略の遂行」に対する動機付けをより一層高めることを目的としています。

この改定による本制度の変更点は下記（２）に記載のとおりとなります。本内容について、本株主総会に付議いたします。

（１） 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時になります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社及び当社の子会社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社及び当社の子会社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、単元未満の株式数に相当するポイント数については、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の改定内容

項目	改定前	改定後
当社が信託に拠出する金額の上限	5事業年度ごとに、 <u>80,460千円</u> （うち、当社の取締役分として <u>48,600千円</u> ）	5事業年度ごとに、 <u>235,440千円</u> （うち、当社の取締役分として <u>211,140千円</u> ）
本信託による当社株式の上限取得株式数	1事業年度当たり <u>45,960</u> ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は5事業年度ごとに <u>229,800</u> 株	1事業年度当たり <u>99,360</u> ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は5事業年度ごとに <u>496,800</u> 株
取締役等に給付される当社株式等の数の上限	当社の取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は <u>27,760</u> ポイント 当社の執行役員並びに当社の子会社の取締役及び執行役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は <u>18,200</u> ポイント	当社の取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は <u>84,440</u> ポイント 当社の執行役員並びに当社の子会社の取締役及び執行役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は <u>14,900</u> ポイント

以 上